

枚を給はせけり、一枚は南大門、一枚は西門の料也、眞草兩様にかきて奉るべき由勅定有ければ、仰に玄たがひて、兩様に書てまいらせたりけるを、眞に書たるは南大門の料なるべきを、草の字の額をはれの門にうたれたりけり、道風是を見て、あはれ賢王也とぞ申ける、其故は、草の額殊に書すましておぼえけるが、叢慮にかなひて、かく日比の義あらたまりてうたれける、まことにかしこき御はからひなるべし、それをほめ申なるべし。

〔古事談亭宅諸道〕村上聖主、明月之夜、於清涼殿晝御座、玄上ヲ水牛角之撥ニテ引澄シテ、只一所御座ケルニ、如影之者自空飛參テ孫庇ニ居ケレバ、彼ハ何物ゾト令問給ノ處、申云、大唐琵琶博士廉承武ニ候、只今此虛ヲ罷通事候ツルガ、御琵琶ノ撥音ノイミジサニ所參入也、恐クハ昔貞敏ニ授貽曲之侍ヲ欲奉授云々、聖主有叡感之氣、○下

〔十訓抄〕すべて帝條○一賢王にておはしけるにや、才臣智僧よりはじめて、道々のたぐひにいたるまで、皆其名を得たり、○中帝も我人を得たる事、延喜天暦にもと御自讚有けると也、

〔古事談王道后宮〕宇治殿○藤原御出家之後、御坐于宇治之間、後三條院崩御之由聞給テ、止食立箸而歎息、是末代之賢主也、依本朝運拙早以崩御也云々、後三條院於宇治殿毎事無御許容、然而猶所歎息給也、

〔續古事談王道后宮〕堀川院ハ末代ノ賢王也、ナカニモ天下ノ雜務ヲ、殊ニ御意ニ入レサセ給タリケリ、職事ノ奏シタル申文ヲ、皆メシトリテ、御夜居ニ、又コマカニ御覽ジテ、所々ニハサミガミヲシテ、コノコトタヅヌベシ、コノコトカラカキツケテ、次日職事ノ参リタルニ、タマハセケリ、一返コマカニ、キコシメス事ダニ有ガタキニ、重テ御覽ジテ、サマデノ御沙汰アリケム、イトヤム事ナキ事也、スペテ人ノ公事ツトムルホドナドヲモ、御意ニ入テ、御覽ジ定メケルニヤ、追讐ノ出仕ニ、故障申タル公卿元三ノ小朝拜ニ参タルヲバ、コトぐク追イレラ